

議案第 39 号

町有の組合委託林立木の処分について

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和 3 年 3 月 11 日提出

山都町長 梅田 穰

1 物件の所在

所在地 山都町今字京塚 590 番 1

面積 1.2ha

2 処分対象物件

立木 495 本（別紙立木調査総括表のとおり）

3 分収金の額

売上価格（木材販売代金から係る経費を差し引いて得られた額）の 7 割

4 造林契約の相手方

大迫部落造林組合 代表者 甲斐 猛虎

（提案理由）

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例（昭和 32 年蘇陽町条例第 48 号）第 4 条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。